

令和8年度中小企業DX推進人材育成支援事業業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度中小企業DX推進人材育成支援事業業務委託

2 履行期限

令和9年3月31日（水）

3 事業の目的

物価高騰等による事業環境変化への対応に加え、企業の成長を促進するためには、デジタル技術の導入による生産性向上や省力化等によるDXの取組が重要であり、DXの取組推進には、その推進役となるデジタル人材の育成が必要である。

このため、企業内におけるDX推進人材を育成するとともに、企業のDXの取組を高度な技術で支える高度デジタル人材を育成する。

4 業務内容

県内企業等に在籍する人材を対象に、以下(1)～(3)の講座を企画・運営すること。

なお、講座受講者の参加料は無料とすること。

(1) 社内デジタル人材育成講座

かごしま中小企業DX推進事業費補助金を活用してITツール等を導入した県内企業等を対象に、DX推進に必要な業務改善手法やデータ活用等の基礎を学ぶ講座を実施すること。

内容	自社の業務課題の整理やDX推進の方向性を検討できる基礎的能力の習得を目的とした講座 ※ 内容は経済産業省「デジタルスキル標準」におけるビジネスアーキテクトに求められる基礎的スキルを参考とすること。
実施回数	3回程度
参加者数	150人程度
対象者	かごしま中小企業DX推進事業費補助金の採択企業の従業員等
開催方法	オンライン開催又はハイブリッド開催
必須要件	・講座に使用する資料については、事前に配布する等、受講者が予習・復習を行えるよう工夫すること。 ・自社の取組を検討する演習等を取り入れ、実務に活かせる内容とすること。
その他	・講座の受講対象者は、「かごしま中小企業DX推進事業費補助金」に採択された企業を主とするが、それ以外の参加を排除するものではない。 ・講座受講希望者向けに案内チラシを作成し、配布すること。 ・講座実施後は受講者にアンケートを実施すること。

(2) ITコンサルティング技術講座・フィールドワーク

県内企業等のDXを推進する支援人材を対象に、ITコンサルティング技術講座を開催し、同講座の実践の場としてフィールドワークを実施すること。

フィールドワーク先は県内企業等の事業所2～3箇所程度とし、県が選定を行う。受託者は県に協力し、選定後は、フィールドワーク先との連絡調整を行うこと。

	ITコンサルティング技術講座	フィールドワーク・提案発表会
内容	<p>現場が抱える課題をデジタル技術を活用して解決するための手法や考え方、プレゼン方法等を習得する講座</p> <p>※ 実施内容はグループワーク等を取り入れ、受講者間の交流が図れる内容とすること。</p>	<p>デジタル技術に精通した経験豊富なコンサルタントが参加者のメンターとなり、課題解決の提案までを伴走支援</p> <p>①県内企業等の課題抽出 県内企業や農林水産業の現場を実際に訪問し、現場が抱えている課題を抽出</p> <p>②課題解決の提案を実践 講座で習得したITコンサルティング技術等を活用し、現場の課題に対する解決方法の提案までを実践</p>
実施回数	3回程度	<p>フィールドワーク：2～3箇所程度 (必要に応じ、参加者をグループに分け、各参加者が少なくとも1箇所の企業を訪問できるようにすること)</p> <p>提案発表会：1回</p>
参加者数	20人程度	ITコンサルティング技術講座参加者
対象者	県内企業等のDXを推進する支援人材(IT・一般企業の社員、経営指導員等)	ITコンサルティング技術講座の受講者
開催方法	現地又はオンライン開催 (少なくとも1回は現地で開催すること)	現地開催
必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の獲得に努めること。 ・講座、フィールドワークに使用する資料については、事前に配布する等、受講者が予習・復習を行えるよう工夫すること。 ・eラーニング等を活用し、受講者が講座外でも学習できる環境を整備すること。 	

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受講募集案内等のチラシを作成し、関係機関への配布等により、広く対象者へ周知の上、募集を行うこと。 ・講座・フィールドワーク後は受講者へアンケートを実施すること。
-----	--

(3) AI デジタル技術講座

県内 IT 関連企業の技術者等を対象に、AI 開発等の手法を課題解決型学習 (Project-Based Learning (PBL)、以下「PBL」という。) により学ぶ講座を実施すること。

内容	<p>AI 開発に関する実践的なスキルの習得を希望する県内 IT 企業等のデジタル人材と、ビジネス課題を AI の活用により解決したい県内企業等をマッチングし、課題提供企業にとっての PoC (Proof of Concept、概念実証) を兼ねた、企業の実課題に基づく PBL を実施する講座</p> <p>〈講座実施の流れ (想定)〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① キックオフ・講座受講者事前学習 (全 3 回) ② 課題提供企業へのヒアリング・課題整理 ③ 課題解決のための手法の検討 ④ 課題提供企業からのデータ提供による AI モデル開発 ⑤ 開発モデルの評価・品質改善 ⑥ 成果発表会の実施 <p>※ PBL の実施期間においては、講座受講者を適切に支援できる体制を構築し、必要に応じ、全体やチームでのミーティングを開催。(最低でも月 2 回は実施すること。)</p>
実施期間	<p>PBL 期間 半年程度 (R8.9 月～R9.2 月想定)</p> <p>PBL の実施にあたっては、事前に講座受講者向けに 3 回程度の事前学習を行うこと。</p>
参加者数	15 人程度
対象者	IT 関連企業のシステムエンジニア、プログラマー等
開催方法	現地開催、オンライン開催又はハイブリッド開催いずれも可とするが、受講者が受講しやすい方法とすること。
必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ・講座受講者は、参加条件及び選考基準等を県と協議の上設定し、選考により決定すること。 ・課題提供企業は、広く県内企業から募集を行った上で、県と協議の上、本講座において教材として最適と考えられる企業を 2～3 社選定すること。 ・県と協力の上、講座受講者及び課題提供企業の獲得に努めることとし、講座受講者及び課題提供企業の募集を開始する前に、本講座への参加意欲のある者と課題提供企業となる意欲を有する企

	<p>業の両者を集めた事業説明会を開催すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座受講者の AI に関する技術レベル等を踏まえ、チームを編成し、実課題・データとマッチングすること。 ・PBL の実施にあたっては、講座受講者及び課題提供企業との間において必要な同意を得ること。 ・PBL の進捗状況について、課題提供企業並びに県に対して適切に共有すること。 ・PBL の最終の成果については、成果発表会を実施するとともに、とりまとめの上、公開すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受講募集案内等のチラシを作成し、関係機関への配布等により、広く参加対象者へ周知の上、募集を行うこと。 ・講座後は講座受講者及び課題提供企業に対し、アンケートを実施すること。

(4) その他

- ア 事務局の運営にあたっては、必要に応じて、新産業創出室が実施する他事業の取組に協力すること。
- イ 現地開催とする際の会場は、なるべく鹿児島県庁 18 階かごゆいテラスを活用すること。(申し込み者数に応じ、適宜柔軟に対応できるよう検討のこと)
- ウ 参加者の学習意欲の維持・向上に資する取組を実施すること。
- エ 研修効果把握等のため、講座終了後、受講者の所属先に対してもアンケートを実施すること。

5 実績報告

受託者は、本事業の完了後速やかに、業務の成果を記録した実績報告書(様式は任意)を作成し、以下により県に提出すること。

なお、作成する実績報告書等は、講座等の様子を撮影した写真を充実させるなど、工夫をすること。

(1) 提出成果物

- ア 実績報告書(A4版・データ版):各1部
- イ その他県が指示したもの:一式

(2) 提出期限

令和9年3月31日(水)

(3) 提出先

鹿児島県商工労働水産部産業立地課 新産業創出室新産業創出係

6 追加提案

本県の中小企業のDX推進に向けた人材育成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

4の業務内容を確実に履行することを条件に、追加提案で発生する予算について本

事業の委託料の範囲内で実施することは可能とする。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- (2) 企画提案された計画に基づき事業を実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県と調整の上、実施すること。
- (3) 災害や感染症の流行等により、県が指示した場合は、事業の停止又は事業内容の見直しをすること。

8 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。
- (3) 県は、本業務により作成された成果物を本事業の実施、広報、成果報告及びこれに関連する施策への活用のために利用する。

9 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記2の履行期限の終了後においても同様とする。

10 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。